

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

不利益処分の内容	栃木市認知症カフェ登録の廃止	
根拠法令等及び条項	栃木市認知症カフェ登録事業実施要領第6条	
処分基準	根拠条項	未設定
	参考事項	栃木市認知症カフェ登録事業実施要領第6条
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(登録の廃止)</p> <p>実施団体の代表者は、カフェの廃止等に伴い、登録を廃止する場合は、栃木市認知症カフェ登録廃止届(第4号様式)を、登録証を添えて、管轄する地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を通じて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、第3条の申請を受けたカフェが次のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。</p> <p>(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) その他栃木市認知症カフェとしての登録が適当でないとき。</p> <p>3 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、栃木市認知症カフェ取消し通知書(第5号様式)により、当該カフェに通知するものとする。</p>	